

舞鶴城公園周辺における大型バスの駐車場確保を求める意見書

地域の活力を取り戻すためには、地域の特性を活かしつつ、交流人口の増加、すなわち観光集客人口の拡大を目指し、人々を呼び込み消費活動を促進することで地域経済の活性化に繋げていくことが重要な要素である。

こうした観点から、富士山や富士北麓地域などに国内外から訪れている多くの観光客を、昇仙峡や武田神社、県立美術館など甲府盆地の観光地に誘導するとともに、舞鶴城公園や歴史公園などの中心市街地を回遊してもらえる仕掛けづくりが重要である。

山梨県及び甲府市にとって、古くから多くの人や物が行き交う交流拠点として、地域の生活や産業を支えてきている甲府駅周辺地域では、現在、県・市共同による甲府駅南口周辺地域修景計画に基づき、新たな魅力や憩いと賑わいづくりが進められている。

このうち舞鶴城公園については、貴重な歴史的遺産や景観資源として活かすとともに、周辺の公共施設の敷地も有効活用する中で、県内外から多くの人を訪れる観光・交流拠点としての空間整備を進めていくとしている。

今後、開府500年という歴史的な節目を迎える県都甲府市では、東京オリンピックの開催などとの相乗効果から、国内外からの集客交流を誘発する行政や民間による様々な動きが活発に取り組まれることも予想される。

こうしたことから、大型バス利用の観光客等が安全・便利に乗降できる駐車場の確保は、県都の玄関口として喫緊の課題であり、その課題の解決が観光客の利便性向上はもとより、宿泊・買物・飲食など中心市街地活性化に大きく寄与できると考える。

よって、次の事項について格段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 舞鶴城公園に付随する県が管理する駐車場（舞鶴城公園東側、舞鶴城公園北側）について、公園内の散策以外でも使用可能とするなど、利用者の利便性向上を図ること。
- 2 舞鶴城公園周辺における大型バスの駐車場の整備・拡充については、観光振興や中心市街地活性化の観点から、県は市と連携して取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月16日

甲 府 市 議 会

提出先
山梨県知事